

社会福祉法人 三相園福祉会
理事・評議員・監事並びに嘱託委員等の報酬・交通費・旅費支給規則

(目的・定義)

第1条 この規則は、理事、評議員、監事並びに嘱託委員等の報酬、交通費（以下「報酬等」という）の支給について必要な事項を定める。

2 この規則による報酬等とは、理事長又は施設長の命又は通知により出席する理事会、評議員会、監事会並びに委員会等（以下「理事会等」という）への報酬等並びに施設より市外へ出張する場合の報酬等をいう。

(報酬等の支給)

第2条 理事会等への出席に伴う報酬については、8,000円/1開催を支給する。

2 理事会等への出席に伴う交通費については、別表1のとおり支給する。

3 施設より市外へ出張する場合については、施設旅費規程に準じて支給する。

4 報酬等は、本部会計から所得税の源泉徴収を実施した手取額として支給する。

5 評議員・理事・監事に対する報酬等は、各年度の総額を別表2の通り算定し、その総額を超えない範囲で支給する。

別表1 理事会等への出席交通費

住所地	金額
丹波市内	支給しない
姫路市内	8,000円

別表2 評議員・理事・監事に対する報酬等支給総額（各年度）

	支給総額	
評議員	8,000円(1開催)×6回(年)×7名(定数)	336,000円
理事	8,000円(1開催)×6回(年)×6名(定数)	288,000円
監事	8,000円(1開催)×8回(年)×2名(定数)	128,000円

※この報酬の上限額については、税引き後の手取額とする。

附 則

- この規則は、平成12年5月15日から施行する。
- この規則は、平成16年3月20日全文改正し、平成16年4月1日から実施する。
- この規則は、平成27年12月19日一部改定施行する。
- この規則は、平成28年12月3日一部改定施行する。